

○糸島市学校規模適正化検討委員会設置要綱

平成28年10月 1日

(設置)

第1条 糸島市立小・中学校の適正な規模及び配置について調査・検討し、児童及び生徒にとって望ましい基準(指針)を作成するため、糸島市学校規模適正化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査・検討する。

- (1) 糸島市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方
- (2) 前号に定めるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 1名以内
- (2) 地域の代表 3名以内
- (3) 保護者の代表 6名以内
- (4) 学校関係者 2名以内
- (5) その他教育長が必要と認める者 若干名

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基準作成の日までとする。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。